

第9章 その他

14次にわたる22町村を編入合併により、現在の堺市は形成されました。それに従って、堺市水道局の給水区域は拡大していきました。



堺市が中核都市へ（平成8年4月）

1. 給水区域の拡大

(1) 市町村の合併など

明治22年4月1日市制施行後、明治27年の

向井村大字七道との第1次合併に始まり、14次にわたり22町村を編入合併することで、現在の堺市が形成されていきました。

	年月日	編入合併等の内容	編入面積	総人口
	明治22年4月1日	市制施行	3.67km ²	4万7,667人
第1次	明治27年2月10日	大鳥郡向井村大字七道編入	0.18km ²	4万6,602人
第2次	大正9年4月1日	泉北郡向井町・湊町編入	4.82km ²	8万4,999人
第3次	大正14年10月1日	泉北郡舩松村編入	2.77km ²	10万5,009人
第4次	大正15年10月1日	泉北郡三宝村編入	3.20km ²	11万1,240人
第5次	昭和13年2月11日	泉北郡神石村編入	1.65km ²	17万1,506人
第6次	昭和13年9月1日	泉北郡五箇荘村・百舌鳥村、南河内郡金岡村編入	14.13km ²	
第7次	昭和17年7月1日	泉北郡浜寺町・鳳町・踞尾村・深井村・東百舌鳥村編入	20.28km ²	23万9,354人
第8次	昭和32年10月15日	南河内郡北八下村編入	3.94km ²	29万2,944人
第9次	昭和33年7月1日	南河内郡八下村編入	2.45km ²	
第10次	昭和33年10月20日	南河内郡日置荘町編入	2.62km ²	
第11次	昭和34年5月3日	泉北郡泉ヶ丘町編入	35.34km ²	32万3,839人
第12次	昭和36年3月1日	泉北郡福泉町編入	19.84km ²	36万7,188人
第13次	昭和37年4月1日	泉北郡登美丘町編入	4.61km ²	39万9,842人
第14次	平成17年2月1日	南河内郡美原町編入	13.20km ²	83万145人
その他	海面埋立、境界変更、修正等		17.29km ²	
(平成22年1月1日推計)			149.99km ²	83万8,455人

(注) 総人口は、昭和22年までは年末の人口。ただし、大正9年・14年は10月1日の人口。
(参考) 合併の変遷図を196ページに掲載。

①泉北ニュータウンの移管

給水区域は、行政区域の拡大に応じて順次拡大していきました。ただし、泉北ニュータウン地区は大阪府の泉北丘陵住宅地区開発事業によって計画され、昭和41年に開発事業が行われ、昭和42年から入居が始まりましたが、水道事業は大阪府が行っていました。その後、昭和60年4月1日に大阪府から移管を受け、堺市の給水区域になりました。

②旧日置荘町、旧泉ヶ丘町、旧登美丘町、旧福泉町及び泉北ニュータウン地区の編入時の上水道の概要は下表のとおりです。

	給水区域	給水人口(人)
旧日置荘町	旧日置荘町一円	6,055
旧泉ヶ丘町	福田府営住宅地区	1,800
	畑地区	310
	高蔵寺地区	280
	鉢ヶ峯寺地区	1,690
旧登美丘町	旧登美丘町全域	(計画)14,000
旧福泉町	上草部地区簡易水道分	3,280
	福泉広域簡易水道分	0
泉北ニュータウン地区	泉北丘陵住宅地区	161,405

(※ 資料編資料 旧日置荘町、旧泉ヶ丘町、旧登美丘町、旧福泉町、泉北ニュータウン地区の施設等を参照)

(2) 海面埋め立て

堺市の海面埋め立ての歴史は古く、昭和18年に堺港の埋め立てをはじめとして、出島浜先、浜寺石津先、浜寺石町地先、八幡町地先、

築港新町地先、浜寺諏訪森町地先、大浜西町地先、浜寺公園町地先、戎島町先、築港南町地先、浜寺石津町西地先、築港浜寺町地先、塩浜町地先、築港八幡町地先等、旧海岸線は全面的に海面の埋め立てが行われ、埋立面積は17.7km²にもなります。

海面埋め立てによって拡大した堺市の行政区域は順次堺市の給水区域に組み入れましたが、築港浜寺町は高石市の給水区域として高石市から給水を受けています。



泉北ニュータウン (平成22年撮影)



堺浜 (平成22年撮影)

2. 営業所の変遷

堺市は、隣接町村を編入合併して市域を拡張してきましたが、合併後の営業所の場所は、編入される町村にとっては不便でした。

また、経営上も集金や検針に時間がかかるなど能率が悪いため、昭和34年5月堺市水道事業所営業所に関する規程を制定しました。そして、市役所鳳出張所内に鳳営業所を、日置荘出張所内に日置荘営業所をそれぞれ開設し、営業課の管轄のもとに料金調定、検針、集金、開閉栓及び修繕工事などを行うことにしました。

昭和37年4月には、登美丘町を合併すると同時に登美丘出張所内に登美丘営業所を開設しました。

その後、受持区域の小さい日置荘営業所と登美丘出張所を合併、昭和44年4月に両営業所を廃止して新たに福田配水場（現・陶器配水場）ポンプ室の2階に営業課東営業所を設置し、同時に鳳営業所を南営業所と改称しました。

一方、大阪府企業局の開発による泉北丘陵住宅地区の水道については、堺市が委託を受けて業務を行うことになり、昭和42年12月、宮山台管理センター内に泉北ニュータウン仮事務所を設置、昭和44年4月に竹城台に移転しました。その後、昭和46年4月に泉北高速鉄道が泉ヶ丘まで開通し、同時に泉ヶ丘地区センタービルが完成したため、同ビル内に移転し、泉北ニュータウン事務所を開設しました。

給水人口の増加に伴う職員数の増加によって手狭となってきた各営業所庁舎に対し、昭和49年3月には東営業所が陶器配水場内に庁舎を新築、昭和50年5月には南営業所が旧府民センター跡を改装して移転しました。

また泉北ニュータウン事務所は、昭和49年11月に泉北ニュータウン営業所と改め、さらに昭和54年4月には、第1期経営改善の実施に伴う営業区域の再編（南営業所の管轄区域であった泉北ニュータウン以外の地域）から

泉北営業所と名称を変更しました。同時に営業課を分割し、市役所内に西営業所を、水道局分館（修繕課・資材課と新設の北営業所を合わせた呼称）に北営業所を新設しました。

昭和60年4月に泉北ニュータウンの水道事業を堺市が引き継ぎ統合したことや、ニュータウンの建設が進むにつれて業務量が増加し、職員数も増え、泉ヶ丘センタービル内の営業所が手狭になっていたこと、さらに南部管理事務所が、東営業所の2階に一時的に事務所を置いていたことなどから、原山台1丁14番12号に泉北営業所と南部管理事務所の合同庁舎を建設し、昭和61年3月31日に業務を開始しました。

また、昭和62年6月には、南営業所の敷地内に市の福祉事務所、保健所、図書館が入る複合施設を建設するために、南営業所が一時、鳳東町7丁813-2の仮事務所に移転しました。その後、市の複合施設が完成したあと、旧鳳保健所の建物を大幅に改築した二階建ての新事務所に移転し、平成2年4月から業務を行いました。

平成4年4月、これまでの5営業所及び2管理事務所の名称を、それぞれの事務所の所在地の名称に変更する方が受持ち担当区域との関連が理解しやすいということから、堺・向陵・鳳・陶器・原山台営業所及び向陵・原山台管理事務所と改称しました。さらに、平成7年10月、南支所を開設することになったことから、合築中であった原山台営業所及び管理事務所の名称も桃山台営業所・桃山台管理事務所に名称変更をしました。

その後、平成9年4月、市民サービスのより一層の向上と水道事業経営の効率化を二本柱とした経営改善として、各部門の業務内容の見直し、組織再編と電算化の推進を図るべ

く、2部20課制から3部12課制に大幅な組織変更を行い、営業系電算システムをホスト・サーバ・クライアント方式に変更することで情報更新の迅速化を図り、お客さま窓口の一元化としての総合窓口化をスタートさせるなど、営業業務及び給水や維持管理に関する業務の拠点としてのサービスセンター化を行いました。

具体的には、これまでの5営業所2管理事務所を廃止し、南北2つのサービスセンターを設置しました。北部サービスセンターには、堺営業所と向陵営業所の営業区域の営業業務を受け持つ北部営業課と、給水装置関連業務・給水異常や維持管理業務を担当する北部給水サービス課を設置しました。南部サービスセンターには、旧鳳営業所・陶器営業所及び泉北営業所区域の営業業務を受け持つ南部営業課と、同地域の給水装置関連業務・給水異常や維持管理業務を担当する南部給水サービス課を設置しました。

このことによって、給水区域の拡大や給水人口の増加に伴って増設してきた営業所がすべて廃止されることとなりました。

その後、検針業務や開栓業務のサービス公社委託から平成13年以降の未納収納業務・検針業務・開閉栓業務委託への順次移行、さらに、平成17年2月からのお客さま窓口のコールセンター化委託や下水道部との統合、美原町との合併等の水道局を取り巻く環境の大きな出来事がありました。

現在は、サービスセンターという名称は廃止されていますが、堺市域を2分した「お客さま窓口」として、北部・南部営業課及び北部・南部維持課が第一線の業務を担当しています。

3. 水道メーター

水道の創設当時、配水本管及び給水区分水点に水道メーターを取り付けていました。しかし、一般給水用は大部分が放任水量制のため水道メーターは取り付けておらず、一部に取り付けていた水道メーターもすべてドイツ、イギリス、アメリカなど欧米からの輸入品で高価なものでした。

大正の初期には、水道メーターが国産化され、価格も低下してきたため、大正9年に全戸にメーターを設置し、大正10年度から放任水量制を改めて全計量制を実施しました。その大部分は共用栓でした。

戦時中は資材不足のため、ベークライト製のメーター^{*}が使用されるなどの状態でしたが、戦後、経済の復興とともに水道メーターが量産され、精度も一段と向上してきました。その後、大きな転換となったのはプラスチック製の水道メーターが普及してきたことです。

堺市においても、昭和40年4月に13mmにおいて、内部をプラスチック化したメーターを使用することになり、この年の7月には、それを20mm及び40mmのメーターにまで使用範囲を広げました。

そして、昭和46年4月には、大型副管付メーター^{*}の内部もプラスチック化したものを使用することとなりました。

一方、人口の流入や合併などによって給水栓数が急増したため、水道メーターの検定満期取り替えを昭和40年7月から民間業者に委託しました。

なお、水道メーターの取り替えは6年ごとに行っていましたが、性能が著しく向上したことから経費節減のため、昭和50年4月から3年計画で7年ごとに取り替えることにしました。

また、中高層住宅（公営5団体）の検針の能率化を図るため、昭和47年4月から遠隔指示メーターを採用しました。

さらに、戦時中、資材不足等で水道メーターの盗難防止のためメーターが家屋内に設置されることが増えたり、昭和54年の第1期経営改善の実施に伴い、これまでの2か月ごとの検針から4か月ごとの検針に変更したりしたことから、メーターの設置環境が年々悪化し、容易に検針ができない戸数が著しく増加しました。

そこで、新設メーターについての設置基準を設けたり、専門スタッフによる既設メーターの設置状況の調査を行うとともに、検針障害になる家屋中にあるメーターについては、単独での移設工事を行ったり、遠隔メーターを設置することで、検針効率のアップを図ってきました。

平成に入って、大口径メーターの検針において、検針の効率化と検針時の安全性の向上を図るため、平成元年からNTTのノーリング回線を使用したテレメーターによる検針（自動検針）を開始しました。この際、メーターに発信機能の付加した電子式メーターを採用することとし、次第に、小口径メータ

ーについても電子式メーターの採用を拡大しました。また、中高層の公営集合住宅のうち、集中検針盤の設置した建物を対象としたテレメーターによる検針も実施しました。

さらに、民間マンションなどの集合住宅についても、平成6年度から、局の条件をクリアした建物の各戸検針・各戸徴収を順次実施するとともに、新築マンション等の集合住宅については、テレメーターによる検針を義務付けし、電子メーター及び集中検針盤の設置を条件としました。

平成13年には、メーターの取り替えに伴う経費の削減のため、検定満期（計量法によるメーターの有効期間は8年）メーターの取り替えについて再度検討を加えて、取り替え間隔をこれまでの7年から7年半に変更しました。

また、これまで、堺市が購入するメーターの大半が円読メーター^{*}でしたが、近年、全国的にデジタルメーターが主流となったことや、メーカー側においても円読メーターの製造が少なくなったことから、現在、堺市においては、新品メーターの購入については、デジタルメーターに転換しています。



水道開設当時の水道メーター



現在の水道メーター

4. (財) 堺市水道サービス公社

(1) 公社設立の目的

平成2年8月に策定された「堺市における水道事業の今後のあり方(将来構想)」において、水道事業が拡張から維持管理の時代を本格的に迎え、成熟と経営の時代における事業運営は、水道局を中核として、府・市などの行政機関、公認業者をはじめ各種専門業者が適切に役割を分担するとともに、緊密に連携し合い、対処すべきであるとの考え方が出されました。将来構想具体化の中で、水道局の業務を最も近い位置からサポートし、水道事業に課せられた使命のうち、公共性の高い事業を分担する財団法人堺市水道サービス公社の必要性が明らかになりました。

また、平成3年10月の「将来構想の具体化の方策」において、設立の目的も

- ①堺市水道サービス公社を総合的な給水サービスの実施体制の一つと位置付ける。
- ②貯水槽(受水槽)の管理啓発事業をはじめとする公益事業を実施する。
- ③水道事業に対する新しいニーズに応え、効率的にサポートする役割を担う。
- ④水道局OBの持つ知識と経験を活用することにより、経済性と公共性を発揮する仕組み。

を目指すこととされていました。

(2) 公社設立に向けて

平成5年4月、「水道の高普及時代における維持管理の新しいあり方を究明・確立し、より安全で快適な水道を目指して、調査・研究・教示助言等の事業を積極的に実施することにより、市民の生活環境の向上に寄与すること」を目的とする事業計画書を大阪府に提

出し、設立に向けて第一歩を踏み出しました。

その後、庁内の堺市外郭団体総合調整委員会への設立協議を依頼し、委員会から「平成6年4月を目途に設立の方向で準備を進めること」との回答を得て、大阪府との事業計画について10回に及ぶ協議を重ねました。また、この間局内においても、6回の設立準備委員会を開催して最終案をまとめあげました。

そして、平成6年2月に公社設立発起人総会を開催して、

- 第1号議案 (仮称) 財団法人堺市水道サービス公社の設立について
- 第2号議案 同公社の寄附行為について
- 第3号議案 寄附財産について
- 第4号議案 平成6年度及び7年度 事業計画について
- 第5号議案 平成6年度及び7年度 予算について
- 第6号議案 役員選任について
- 第7号議案 設立代表者の選任について

の議案承認を得ました。

平成6年3月の市議会で、公社設立に伴う出資金の支出についての水道事業会計予算の議決を経て、平成6年4月1日付で大阪府知事より念願の設立認可(環衛第828号)を得たのでした。そして、初代理事長に、元水道事業管理者の名越孝が就任しました。

(3) サービス公社事業の変遷

サービス公社事業スタートの平成6年は、公益事業の柱として、良質な水の供給に欠かせない小規模受水槽の管理啓発業務(堺市環境衛生局からの補助金を得て)及び泉北営業所管轄のメーター検針業務と夜間緊急センターの受付補助業務を実施しました。

平成7年度には、検針業務を拡大し、8年

度には、堺市全域のメーター検針を受託することとなりました。また、堺市主催のハートフルランドに「水道フェア」の出展、小学4年生を対象に「きれいで豊かな水」をテーマに募集した絵画展などの普及啓発事業の新たな業務にも着手しました。

その後、平成9年度には、収益事業として局の遊休地を借用しての駐車場事業、平成12年度には、検定満期や故障メーターの取替業務を受託事業とするなど事業を徐々に拡大していきました。

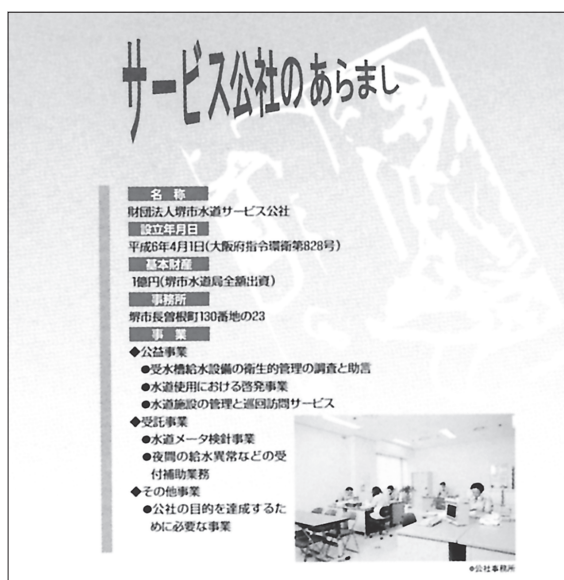
ところが、平成13年度になって、堺市の外郭団体が包括外部監査制度による監査を受けたときに、検針業務やメーター取替業務が、局と公社の随意契約となっていることが不適切であり、さらに、公社が外部業者に委託していることについても指摘を受けました。

そこで、局と公社が協議を重ね、受託業務についての見直しが行われたことや平成14年度からの2か月検針実施に伴う検針間隔短縮による業務量の増加や料金収納業務の民間業者委託の本格的実施へ転換を図る等から、平

成14年度末をもって、公社の受託事業としてのメーター検針業務及びメーター取り替え業務を局業務へ返還することとしました。

そして、今後のサービス公社の業務としては、これまでの受水槽水道の管理啓発業務及び夜間緊急センターの受付補助業務等に加えて、「公益法人」にふさわしい業務として、水道事業の広報活動として支所フェア（後の区民祭り）における水道コーナーでの啓発事業や小学校への出前授業、給水装置の適正管理を推進する業務として共同住宅の調査業務や鉛製給水管の解消事業等を、平成16年度から事業展開することとなりました。

その後、水道事業が平成16年度の下水道との統合、平成17年の美原町との合併後の組織機構改正に伴って、現在は、上下水道事業の啓発事業として、浅香山浄水場でのツツジの通り抜けや区民祭りでの出展事業、小学校での出前授業、給水装置の竣工検査の立会補助業務や下水道の普及促進事業等の事業を行っています。



(財)堺市水道サービス公社が設立（平成6年4月）